

令和5年度 第3回 首里城公園管理体制構築検討委員会

【資料4】管理運営の仕組みの見直し

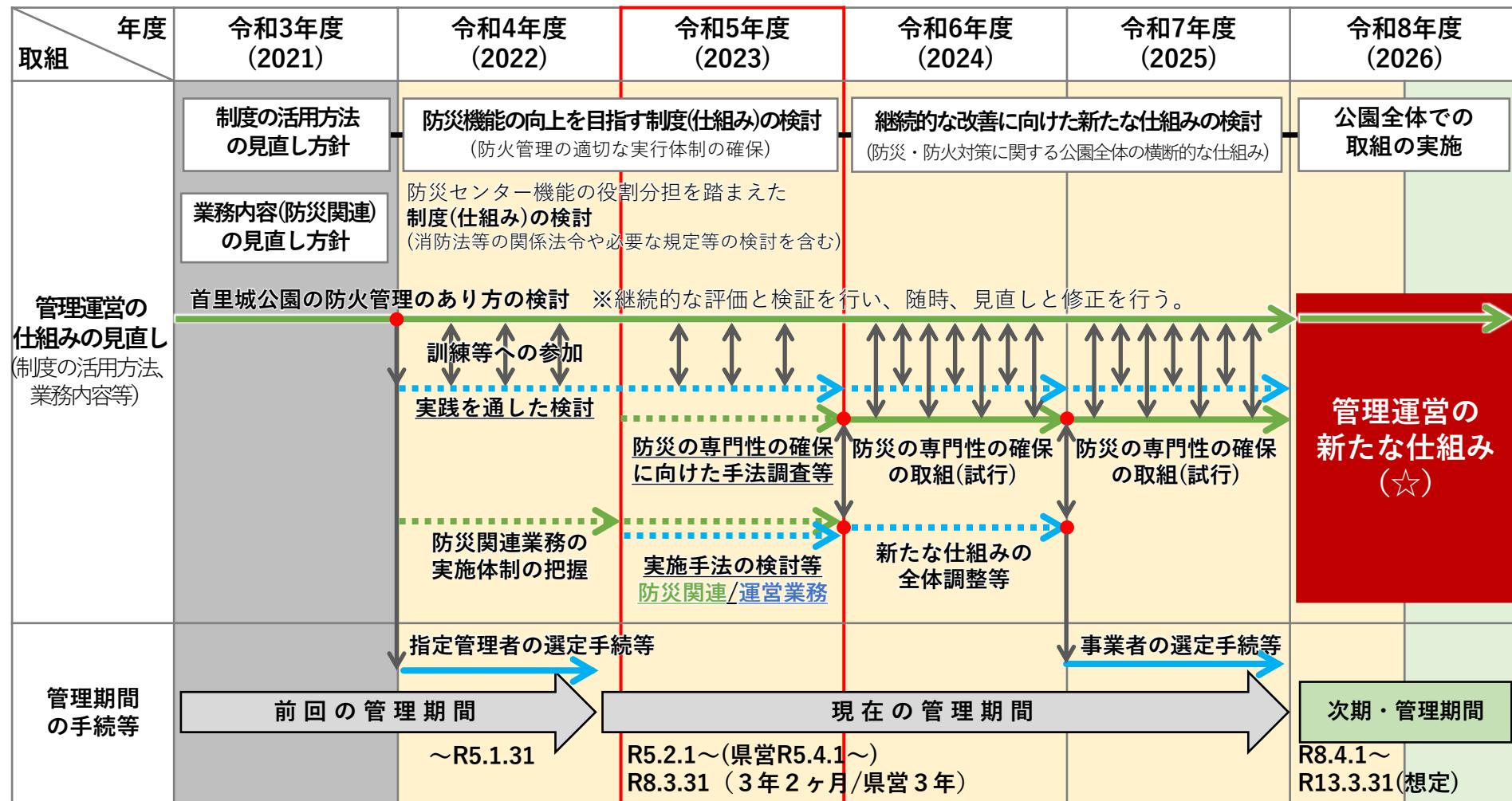
1. 管理運営の仕組みの見直しのスケジュール
2. 防火管理の適切な実行体制の確保に向けて（これまでの検討内容）
3. 防災業務について

1. 管理運営の仕組みの見直しのスケジュール

再掲_令和5年度第1回管理体制構築検討委員会
資料4（令和5年10月11日）

令和4年度の検討を踏まえ、防火管理の適切な実行体制の確保に向けた検討を進める。

令和8年度からの新たな仕組みによる運営に向けて、**令和5年度に管理運営手法の枠組みの方向性の決定**、令和6年度に府内調整を踏まえた詳細な課題等への対応、令和7年度に仕組みの実施に向けた府内調整や各種手続きを行う。



☆本委員会では、防火管理の適切な実行体制の確保に向けた内容を検討する。

※管理期間は国と協議

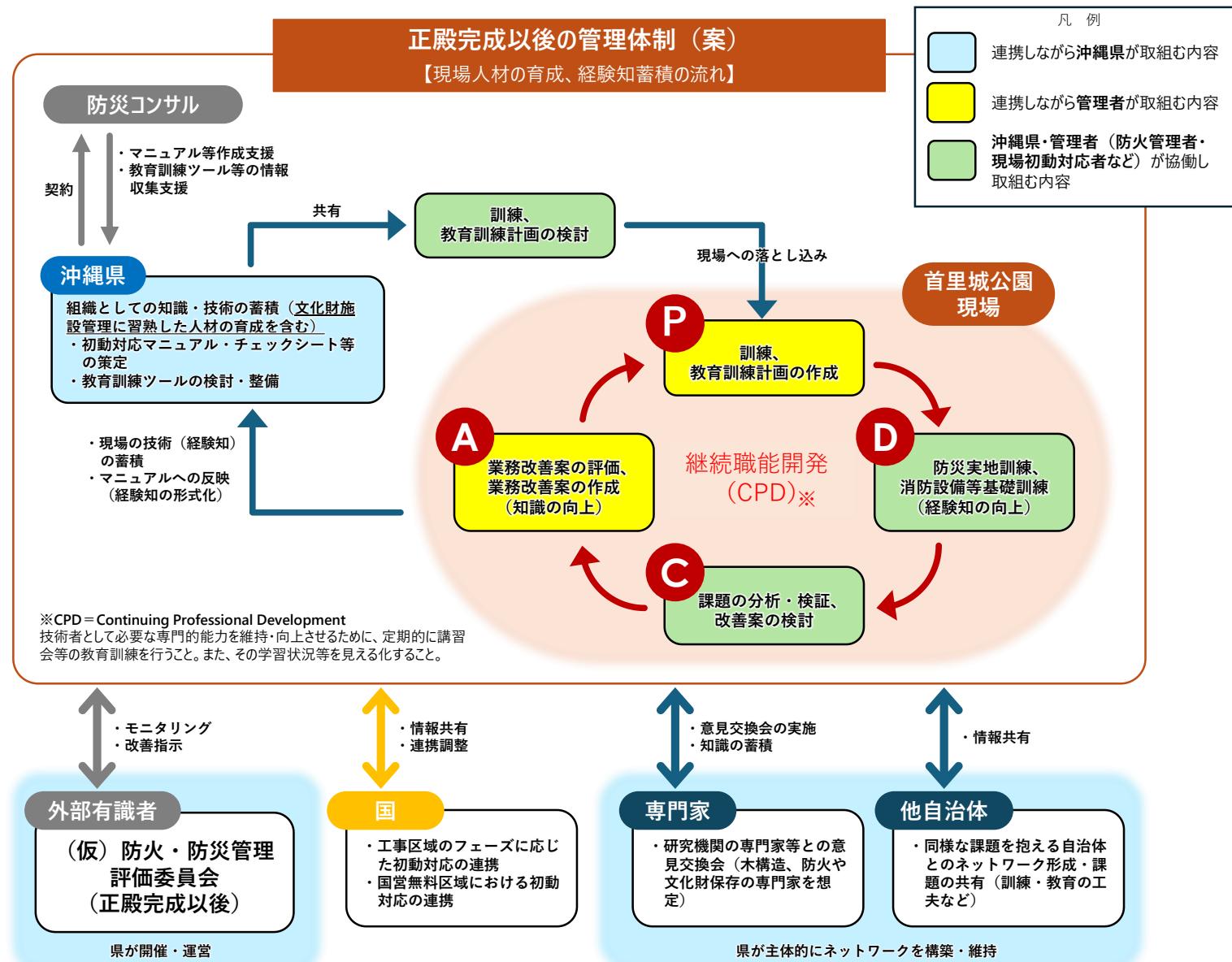
防火管理と公園管理（施設維持管理やサービス提供）の両立に向けては委員会の議論を踏まえ、府内で議論・検討を進める。

2. 防火管理の適切な実行体制の確保に向けて（これまでの検討内容）

第2回委員会資料
から赤字を修正

県が主体的に関わる仕組み（案）

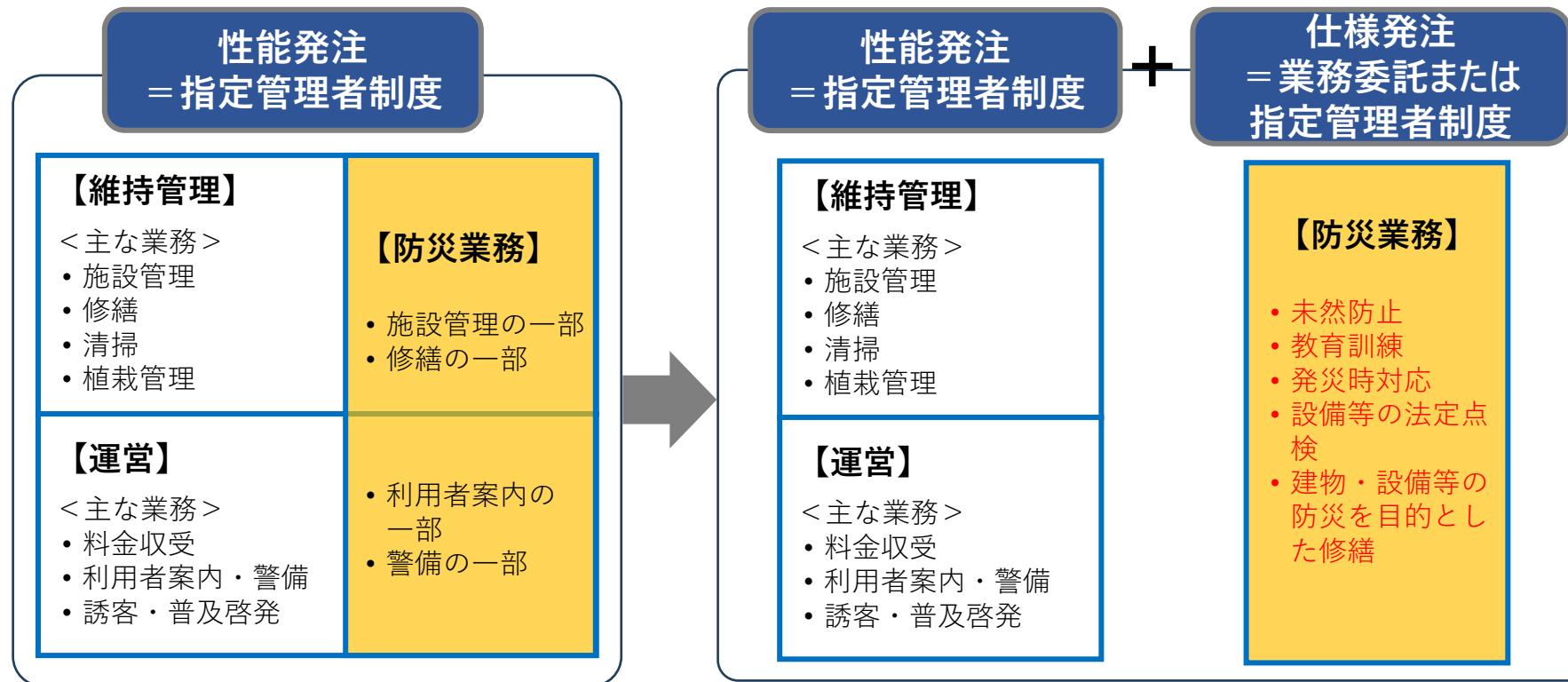
首里城公園における防災や防火管理について、沖縄県および現場における人材育成や経験値の蓄積を図る。



2. 防火管理の適切な実行体制の確保に向けて（これまでの検討内容）

契約の見直し（案）

防災業務の切り分けを行い、仕様発注や費用の別計上等をすることにより責任の所在と範囲の明確化や、変化していく防災業務に対応できる仕組みを構築する。



- 【防災業務】は仕様発注とし、業務の履行方法等を詳細に規定し、細部に至るまで県が管理・監督し、（仮）防火・防災管理評価委員会にてモニタリングを実施。
- 【防災業務】に係る経費は、【維持管理】及び【運営】とは分けて計上。
- 管理区域の拡大等防災体制の見直しが必要な場合には、変更協議を行い、仕様を変更し、必要額を増額。



- ✓ 業者の資質によらず、一定の管理レベルを確保できる。
- ✓ 県の責任と業者の責任の所在と範囲が明確化。
- ✓ 変更が生じても実行体制を確保できる。

今後の要検討事項

- 防災業務の切り分け方
- 変更時の手続き手法
- 防災業務の財源確保策・県職員体制の確保

3. 防災業務について

防災業務の切り分け

防災業務を切り分けて発注する場合の防災業務のイメージは下記のとおり。

